

鹿角市告示第 8 8 号

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年鹿角市条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、鹿角市水晶山スキー場施設の指定管理者を募集するので、告示する。

令和元年 1 0 月 1 0 日

鹿角市長 児 玉 一

1. 対象施設

水晶山スキー場

2. 対象施設の概要

スキーハウス	床面積 497.64 m ² 圧雪車格納庫（1 階 105.99 m ² ）／券売所・レストラン（116 席）・インフォメーション室（2 階 324.61 m ² ）／倉庫（3 階 67.04 m ² ）
ゲレンデ	アルペンコース用地面積 173,000 m ² ナイター照明設備 18 基 人工降雪設備 2 台 放送設備 8 基
リフト	第 1 ペアリフト 665 m（搬器 100 個、支柱 15 基） 第 2 リフト 351 m（搬器 74 個、支柱 9 基）※休止中
圧雪車等	圧雪車 2 台 スノーモービル 2 台
駐車場	第一駐車場 2,950 m ² 第二駐車場 5,700 m ²
その他	便所 51.84 m ² ／倉庫 689.93 m ² （1 階 194.55 m ² ・2 階 462.26 m ² ・3 階 33.12 m ² ）／ゲレンデコントロールセンター 20.00 m ² ／スクールハウス 96.94 m ² ／調整池／ポンプ室／案内看板

3. 指定管理者が行う業務

(1) 対象施設及びこれに付属する施設・設備・備品等の管理・運用に関する業務全般

- (2) 対象施設の利用者の指導、安全確保等に関する業務
- (3) 利用の許可、取り消し、制限及び停止に関する業務
- (4) 利用料金の徴収、減免、還付、その他利用料金に関する業務全般
- (5) 下記の書類作成及び提出に関する業務
 - ①施設に関する事業計画書及び予算計画書並びに年間利用計画書
 - ②毎年度終了後における事業報告書（詳細は仕様書に記載）
 - ③年度内における定期的な事業状況の報告書
 - ④再委託をする業務の項目及び受注業者名（予定を含む）の報告
 - ⑤設備及び備品に係る保守点検結果の報告
 - ⑥保守点検結果に基づく施設整備計画書及び備品購入計画書
 - ⑦各施設において事故・事件又は災害等が生じた場合の報告書（緊急性や状況に応じて随時）
 - ⑧機械設備及び備品が破損又は故障し修繕等の必要が生じた場合の報告書（緊急性や状況に応じて随時）
- (6) その他、鹿角市及び鹿角市教育委員会が必要と認める業務

4. 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 鹿角市スキー場条例及び同施行規則に基づき、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを意識し、公の行事の施設利用に関しての協力と、公平な管理運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めること。
- (3) 作業委託や物品・食料品の納入等に関して、地元業者への発注に努めること。
- (4) 市民ニーズの把握に努め、スポーツの振興に寄与すること。
- (5) 鹿角市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護策を講じること。
- (6) 効率的な管理運営を行うこと。

5. 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないとするときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6. 応募者の参加資格

- (1) 対象施設を安全円滑に管理運営できるものであること。
 - (ア) 募集施設を一括して管理できる能力を有し、かつ、同様の施設の管理運営実績のあるもの（法人格は問わない）
 - (イ) 本市のスポーツ振興施策をよく理解し、各関係団体やスポーツ事業の主催者等とも協力体制を築けるもの

- (ウ) 自ら事業を実施し、当該施設の利用率向上を図る意欲のあるもの
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を有しない。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しないもの
 - (イ) 破産者で復権を得ないもの
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - (エ) 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
 - (オ) 銀行取引停止を受けているもの
 - (カ) 税金の支払いを滞納しているもの

7. 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料については、施設管理経費から利用料金収入を差引いた額とする。（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制とし、利用料金は指定管理者の収入とするもの。）

毎年度の指定管理料は、事業計画書にて提案された金額を踏まえ、市が必要と認める経費について、会計年度毎に年度協定書で定め、予算の範囲内で支払うものとする。なお、この際、申請における提案額を保障するものではないものとする。

8. 指定管理者候補の審査基準及び選定

(1) 審査基準

- (ア) 事業計画が市で設定した評価基準（主に下記の項目）を満たすほか、効果的であると認められるものであること。
 - ・本市のスポーツ振興に寄与するものであるか。
 - ・利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであるか。
 - ・管理運営及び施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。
 - ・当該施設の適切な維持管理及び運営を図るものであること及び経費の縮減が図られるものであるか。
 - ・管理運営に関して利用者のニーズを取り入れながらサービス向上に向けた取り組みが図られるものであるか。
 - ・作業委託や物品・食料品の納入等に関する市内業者の積極的な活用、集客に向けた取り組みなども考慮されたものであるか。

〔その他推奨事業計画例〕（※これは計画を立てる際の必須事項ではありません）

- ・自主事業の企画・運営
- ・合宿誘致活動の展開
- ・インストラクター等の養成、派遣協力

- ・HP等を利用した受付方法の工夫や予約状況公開
 - ・HP内容の充実、パンフレット、マスコミを利用した情報発信
 - ・各種イベントにおける実行委員会や、市体育協会等への参画
 - ・市民・競技団体・市等関係者との意見交換会の開催
 - ・イベント・大会時などにおける職員のフレックス配置等、開館時間の柔軟な対応
- (イ) 申請者が、事業計画に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他の経費の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(2) 選定方法

- (ア) 指定管理候補者の選定は、鹿角市指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）における審査結果を踏まえて選定する。
- (イ) 委員会は、非公開とする。
- (ウ) 指定管理候補者の選定結果については、後日、選定結果通知書にて通知する。

9. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

あらかじめ選定した候補者を鹿角市議会の議決を経て指定管理者の指定とする。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、管理運営に関する基本協定を締結するものとする。

10. 募集要項の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

鹿角市教育委員会 スポーツ振興課

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

TEL 0186-30-0297

(2) 配布期間

令和元年10月10日(木)から 令和元年10月31日(木)まで

※土・日曜日及び祝日を除く。（配布時間：午前9時から午後5時まで）

11. 指定管理者申請書の提出先及び受付期間

指定管理者申請書のほか、必要書類を添えて、土・日、祝日を除く受付期間内に直接持参して下さい。郵送・FAX等による受付は行いません。

(1) 提出先

鹿角市教育委員会 スポーツ振興課

(2) 受付期間

令和元年10月15日(火)から令和元年10月31日(木)

(受付時間：午前9時から午後5時まで)

1 2. 申請時提出書類

- (1) 申請書（様式第 1 号）
- (2) 申請資格証明書
 - (ア) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
 - (イ) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
 - (ウ) 納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
※納税の義務がない場合は、その旨を記載した申立書
 - (エ) 団体の構成員の氏名及び住所等を記載した書類
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) 団体の経営状況を説明する書類
- (6) 活動内容等を記載した書類
 - (ア) 活動実績書
 - (イ) 団体の定款若しくは寄付行為又はこれに相当する書類
 - (ウ) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類
- (7) 指定管理者若しくは類似業務実績を記載した書類

1 3. 指定管理者の申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者の申請にあたっては、条例及び規則を熟知の上で申請すること。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- (4) 申請書類等は、返却しません。また、申請書類を公表することがあります。
- (5) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当したときは、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (6) 申請者名は、選定後に全て公表します。

1 4. その他

申請の撤回・申請書類の修正はできません。（軽微な修正を除く。）